

福岡県医発第505号(地)

平成19年 6月22日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

基本診療料の施設基準等を一部改正する件の適用等について

平成19年5月31日付厚生労働省告示第204号により「基本診療料の施設基準等」(平成18年3月6日付厚生労働省告示第93号)が、また、同日付保医発第0531002号厚生労働省保険局医療課長通知により「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成18年3月6日付保医発第0306002号)が一部改正され、介護保険移行準備病棟(又は介護保険移行準備病床)に移行できる場合の要件が緩和されました旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

今回の改正の内容は、下記1及び2のとおりであります。

なお、今回の改正にあわせ、同日付医政総発第0531001号厚生労働省医政局総務課長通知により「医療療養病棟等から介護保険移行準備病棟等への移行に係る一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可について」が示されました。本改正の内容は、下記3のとおりであります。

また、平成19年5月31日付保医発第0531002号厚生労働省保険局医療課長通知により「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)が一部改正され、区分「B001」特定疾患治療管理料の「2」特定薬剤治療管理料におけるテオフィリン製剤投与患者について、その対象疾患として「未熟児無呼吸発作」が追加されました。改正の内容は、下記4のとおりであります。

未熟児無呼吸発作治療薬としましては、平成16年6月25日付厚生労働省告示第252号(平成18年7月9日付福岡県医発第673号(保)にてご連絡済み)にてアプニション注15mg(アミノフィリン製剤)が、平成18年6月9日付厚生労働省告示第391号(平成18年6月30日付福岡県医発第737号にてご連絡済み)にてアプネカット経口10mg(テオフィリン製剤)が薬価基準に収載されております。これらの製剤につきましては、その用法・用量等において血中濃度測定の必要性が規定されていること等に鑑み、今般、特定薬剤治療管理料の対象とされたものであります。

なお、アプニション注15mgはアミノフィリン製剤であります。従前のアミノフィリン製剤の取扱いと同様に、特定薬剤治療管理料の対象となります。



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明・蒲池 壽

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「平成18年度健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」に掲載されております。

記

1. 「基本診療料の施設基準等」（平成18年3月6日付厚生労働省告示第93号）の一部改正

- (1) 病院における介護保険移行準備病棟への移行の要件として、平成18年6月30日において現に療養病棟入院基本料1又は特殊疾患療養病棟入院料を算定していた病棟としていた規定を改め、一定の医療療養病棟について、介護保険移行準備病棟へと移行できることとした。
- (2) 有床診療所（療養病床に係るものに限る。）における介護保険移行準備病床への移行の要件として、平成18年6月30日において現に有床診療所療養病床入院基本料1を算定していた有床診療所としていた規定を改め、一定の医療療養病床について、介護保険移行準備病床へと移行できることとした。

2. 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306002号）の一部改正

同一病棟（又は同一有床診療所（療養病床に係るものに限る。））で医療療養病床と介護療養病床が混在する場合であっても、当該医療療養病床を単位とし、介護保険移行準備病棟（又は介護保険移行準備病床）として移行できることとした。

区 分		医 療 保 険		介 護 保 険	
		医療療養病棟 (医療療養病床)	介護保険移行準備病棟 (介護保険以降準備病床)	介護療養型医療施設	経過型介護療養型医療施設
医療 保 険	医療療養病棟 (医療療養病床)	×	×	○	○
	介護保険移行準備病棟 (介護保険以降準備病床)			○※	○※
介護 保 険	介護療養型医療施設	○	○※	○	○
	経過型介護療養型医療施設	○	○※		

○：同一療養病棟内（又は同一有床診療所内の療養病床）で混在できる

×：同一療養病棟内（又は同一有床診療所内の療養病床）で混在できない

※：今回新たに混在可とした部分

3. 「医療療養病床等から介護保険移行準備病床等への移行に係る一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可について」

医療法の規定に基づき一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る療養病床（又は有床診療所）についても介護保険移行準備病床（又は介護保険移行準備病床）に移行することが可能となった。

当該病床種別の変更に当たり、当該病院又は診療所の従業員の員数が、医療法施行規則に規定する従業者の員数の標準以下である場合が継続している場合であっても、当該病床種別の変更の許可を与えることができることとした。

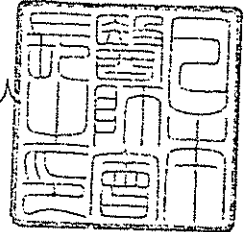
4. 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）の一部改正

区分「B001」特定疾患治療管理料の「2」特定薬剤治療管理料の算定対象として、テオフィリン製剤を投与しているものについて、従来の気管支喘息、喘息性（様）気管支炎、慢性気管支炎及び肺気腫の患者に加え、未熟児無呼吸発作の患者を対象とした。

日医発第 260 号 (保 46) (介 18) (地 I 52)
平成 19 年 6 月 13 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤 祥 人



基本診療料の施設基準等を一部改正する件の適用等について

平成 19 年 5 月 31 日付け厚生労働省告示第 204 号により「基本診療料の施設基準等」(平成 18 年 3 月 6 日厚生労働省告示第 93 号)が、また、同日付け保医発第 0531002 号厚生労働省保険局医療課長通知により「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成 18 年 3 月 6 日保医発第 0306002 号)が一部改正され、介護保険移行準備病棟(又は介護保険移行準備病床)に移行できる場合の要件が緩和されました。

今回の改正の内容は、下記 1. 及び 2. のとおりであります。

なお、今回の改正にあわせ、同日付け医政総発第 0531001 号厚生労働省医政局総務課長通知により「医療療養病棟等から介護保険移行準備病棟等への移行に係る一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可について」が示されました。

今回の改正により、医療法の規定に基づき一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る療養病棟(又は有床診療所)についても介護保険移行準備病棟(又は介護保険移行準備病床)に移行することが可能となりましたが、当該病床種別の変更に当たり、当該病院又は診療所の従業員の員数が、医療法施行規則に規定する従業者の員数の標準以下である場合が継続している場合であっても、当該病床種別の変更の許可を与えることができる旨示されております。

また、平成 19 年 5 月 31 日付け保医発第 0531002 号厚生労働省保険局医療課長通知により「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成 18 年 3 月 6 日保医発第 0306001 号)が一部改正され、区分「B001」特定疾患治療管理料の「2」特定薬

剤治療管理料におけるテオフィリン製剤投与患者について、その対象疾患として「未熟児無呼吸発作」が追加されました。改正の内容は、下記 3. のとおりであります。

未熟児無呼吸発作治療薬としましては、平成 16 年 6 月 25 日付け厚生労働省告示第 252 号（平成 16 年 7 月 1 日付け日医発第 341 号にてご連絡済み）にてアプニション注 15mg（アミノフィリン製剤）が、平成 18 年 6 月 9 日付け厚生労働省告示第 391 号（平成 18 年 6 月 19 日付け日医発第 297 号にてご連絡済み）にてアプネカット経口 10mg（テオフィリン製剤）が薬価基準に収載されております。これらの製剤につきましては、その用法・用量等において血中濃度測定の必要性が規定されていること等に鑑み、今般、特定薬剤治療管理料の対象とされたものであります。なお、アプニション注 15mg はアミノフィリン製剤ですが、従前のアミノフィリン製剤の取扱いと同様に、特定薬剤治療管理料の対象となります。

つきましては、本通知の内容に関して、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中「平成 18 年度健康保険法・老人保健法等の改正に関する情報」に掲載いたします。

記

1. 「基本診療料の施設基準等」（平成 18 年 3 月 6 日厚生労働省告示第 93 号）の一部改正

- （1） 病院における介護保険移行準備病棟への移行の要件として、平成 18 年 6 月 30 日において現に療養病棟入院基本料 1 又は特殊疾患療養病棟入院料を算定していた病棟としていた規定を改め、一定の医療療養病棟について、介護保険移行準備病棟へと移行できることとした。

- （2） 有床診療所（療養病床に係るものに限る。）における介護保険移行準備病床への移行の要件として、平成 18 年 6 月 30 日において現到有床診療所療養病床入院基本料 1 を算定していた有床診療所としていた規定を改め、一定の医療療養病床について、介護保険移行準備病床へと移行できることとした。

2. 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 18 年 3 月 6 日保医発第 0306002 号）の一部改正

同一病棟（又は同一有床診療所（療養病床に係るものに限る。））で医療療養病床と介護療養病床が混在する場合であっても、当該医療療養病床を単位とし、介護保険移行準

備病棟（又は介護保険移行準備病床）として移行できることとした。

（参 考）

区 分		医療保険		介護保険	
		医療療養病棟 （又は医療療 養病床）	介護保険移行 準備病棟 （又は介護保 険移行準備病 床）	介護療養型医 療施設	経過型介護療 養型医療施設
医 療 保 険	医療療養病棟 （又は医療療養病 床）		×	○	○
	介護保険移行準備 病棟 （又は介護保険移 行準備病床）	×		○※	○※
介 護 保 険	介護療養型医療施 設	○	○※		○
	経過型介護療養型 医療施設	○	○※	○	

- ：同一療養病棟内（又は同一有床診療所内の療養病床）で混在できる
 ×：同一療養病棟内（又は同一有床診療所内の療養病床）で混在できない
 ※：今回新たに混在可とした部分

3.「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日
保医発第0306001号）の一部改正

区分「B001」特定疾患治療管理料の「2」特定薬剤治療管理料の算定対象として、テ

オフィリン製剤を投与しているものについて、従来の気管支喘息，喘息性（様）気管支炎，慢性気管支炎及び肺気腫の患者に加え，未熟児無呼吸発作の患者を対象とした。

以上

（添付資料）

1. 官報（平 19. 5. 31 第 4594 号抜粋）
2. 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件の適用等について
（平 19. 5. 31 保医発第 0531002 号 厚生労働省保険局医療課長通知）
3. 「医療療養病棟等から介護保険移行準備病棟等への移行に係る一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可について」の送付について
（平 19. 5. 31 厚生労働省保険局医療課 事務連絡）
※ 「医療療養病棟等から介護保険移行準備病棟等への移行に係る一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可について」（平 19. 5. 31 医政総発第 0531001 号 厚生労働省医政局総務課長通知）の発出に係る事務連絡

（参考資料）

1. 基本診療料の施設基準等（平成 18 年厚生労働省告示第 93 号） 新旧対照条文



官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第 4594 号

報 官

平成 19 年 5 月 31 日 木曜日

目次

（省 令）

○地方財政法施行令附則第五条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令（総務・財務二）

○関税法施行規則の一部を改正する省令（財務三六）

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同三七）

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働八五）

（規 則）

○人事院規則一〇一一二（職員留學費用の償還）の一部を改正する人事院規則（人事院一〇一一二）
○人事院規則一一一〇（職員懲戒）の一部を改正する人事院規則（同一一一〇一一二）

（告 示）

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成十九年四月三十日までの輸入数量を告示（財務一九六）

○平成十九年度の初日から平成十九年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示（同一九七）

○平成十九年度の初日から平成十九年四月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を告示（同一九八）

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（国税庁一四）
○文部科学省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件（文部科学九〇）

○薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定する件（厚生労働一九九）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二十項から第二十二項までの規定に基づき人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等を定める件（同二〇〇）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十一条の二第十号、第十一号及び第十四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める安全キャビネット等の規格を定める件（同二〇一）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十一条の二十九第三項等の規定に基づき厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等を定める件（同二〇二）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十一条の三十一第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が定める標準を定める件（同二〇三）

○基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（同二〇四）

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（同二〇五）

○砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令附則第二条及び第三条の農林水産大臣が指定する地域を指定する件（農林水産七五二）

○電気事業法第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関を登録した件（経済産業一五六）

○中部国際空港の施設について告示した事項に変更があった件（国土交通七二五）

○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（同七二六）

○国土交通大臣が指定する都市計画区域を定める件の一部を改正する件（同七二七）

○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一〇六）

○道路に関する件

（東北地方整備局八五、八六）

○都市計画に関する件

（関東地方整備局二〇九一二二）

○都市計画に関する件

（中国地方整備局七〇）

○高速自動車国道に関する件

（北海道開発局四四）

○道路に関する件（同四五、四六）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

国家公安委員会 警察庁 経済産業省

〔官庁報告〕

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

国家試験

第四十九回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者（文部科学省・経済産業省）

第三十九回核燃料取扱主任者試験合格者（経済産業省）

〔資料〕

閣議決定等事項

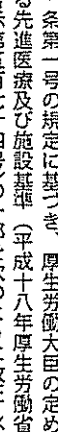
（以下次のページへ続く）

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

६३०

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九）

厚生勞働大臣 柳澤 伯夫



厚生労働大臣 柳澤 伯夫

(1) 専ら整形外科に従事し、当該診療科に

- 別第二条の農林水産大臣が指定する地域は、鹿
 嶋県の区域のうち、西之表市、奄美市、熊毛

石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊

る地域は、宮崎県の区域のうち、都城市、小林市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡及び児湯郡

- (高鍋町に限る。)の区域並びに鹿児島県の区域のうち、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、揖宿郡、川辺郡、出水郡、始良郡(始良町及び湧水町に限る。)、曾於郡、肝属郡及び鹿毛郡(中種子町及び南種子町に限る。)の区域とする。



保医発第0531002号

平成19年5月31日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保健主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

基本診療料の施設基準等の一部を改正する件の適用等について

今般、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第204号）（以下「改正告示」という。）が公布され、平成19年6月1日付で適用されることとなったところであるが、その改正の内容、留意事項等については下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

第一 改正の内容

- 1 病院の療養病棟の介護老人保健施設等への転換支援をより円滑に進めるため、平成18年6月30日において現に療養病棟入院基本料1又は特殊疾患療養病棟入院料を算定していた病棟としていた規定を改め、一定の医療療養病棟について、介護保険移行準備病棟（基本診療料の施設基準等の第十一の五に規定する病棟をいう。以下同じ。）へと移行できるようにすること。
- 2 有床診療所（療養病床に係るものに限る。以下同じ。）の介護老人保健施設等への転換支援をより円滑に進めるため、平成18年6月30日において現に有床診療所療養病床入院基本料1を算定していた有床診療所としていた規定を改め、一定の医療療養病床について、介護保険移行準備病床（基本診療料の施設基準等の第十一の六に規定する診療所をいう。以下同じ。）へと移行できるようにすること。

第二 適用に当たっての留意事項

- 1 改正告示の適用前は、平成18年6月30日において現に療養病棟入院基本料1又は特殊疾患療養病棟入院料を算定していた病棟のみが介護保険移行準備病棟へ移行が可能としていたところであるが、改正告示の適用後は、従前の病棟に加え、次の病棟などについて、平成24年3月31日まで

の間、いつでも介護保険移行準備病棟へ移行し、療養病棟入院基本料2の算定が可能となるものであること。

- ・療養病棟入院基本料2を算定する療養病棟
- ・特別入院基本料を算定する療養病棟
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する療養病棟
- ・医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項の規定に基づき、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る療養病棟

2 改正告示の適用前は、平成18年6月30日において現に有床診療所療養病床入院基本料1を算定していた有床診療所のみが介護保険移行準備病床へ移行できることとしていたところであるが、改正告示の適用後は、従前の有床診療所に加え、次の有床診療所などであっても、平成24年3月31日までの間、いつでも介護保険移行準備病床へ移行し、有床診療所療養病床入院基本料2の算定が可能となるものであること。

- ・有床診療所療養病床入院基本料2を算定する有床診療所
- ・特別入院基本料を算定する有床診療所
- ・医療法（昭和23年法律第205号）第7条第3項の規定に基づき、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る有床診療所

第三 その他

病院の療養病棟（又は有床診療所）の介護老人保健施設等への転換支援をより円滑に進めるため、同一病棟（又は同一有床診療所）で医療療養病床と介護療養病床が混在する場合であっても、当該医療療養病床を単位とし、介護保険移行準備病棟（又は介護保険移行準備病床）として移行できるようにするという観点から、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306002号）の一部を別添1のとおり改正し、本年6月1日より適用する。

また、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）の一部を別添2のとおり改正し、本年6月1日より適用する。

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
(平成18年3月6日保医発第0306002号)の一部改正について

別添2の第2の9の(3)を次のように改める。

第2 病院の入院基本料等に関する施設基準

9 介護保険移行準備病棟に係る当該病棟の入院患者に対する「基本診療料の施設基準等」の別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者の割合の算出方法等

- (3) 介護保険移行準備病棟の届出を行う病棟に~~あつては、当該病棟内に介護療養型医療施設~~
(経過型介護療養型医療施設を含む。)の指定を受けた病床を~~有せしめる~~が混在できる
ものであること。なお、その場合には、当該病棟の病床のうち、介護保険移行準備病棟に
係る病床として指定するものについては、介護保険移行準備病棟の施設基準を満たしてい
れば良いものであること。

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」
(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部改正について

別添1の第2章第1部「B001 特定疾患治療管理料」の「2 特定薬剤治療管理料」の(1)のウを次のように改める。

2 特定薬剤治療管理料

- (1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。

ウ 気管支喘息、喘息性(様)気管支炎、慢性気管支炎~~又は~~、肺気腫又は未熟児無呼吸発作の患者であってテオフィリン製剤を投与しているもの

事 務 連 絡

平成19年5月31日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）
国民健康保健主管課（部）
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）

} 殿

厚生労働省保険局医療課

「医療療養病棟等から介護保険移行準備病棟等への移行に係る一般病床から
療養病床への病床の種別の変更の許可について」の送付について

今般、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第204号）が公布され、平成19年6月1日付で適用されることとなったことに伴い、医政局総務課長より、平成19年5月31日医政総発第0531001号が発出されていますので、参考までに送付いたします。



医政総発第0531001号
平成19年5月31日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

医療療養病棟等から介護保険移行準備病棟等への移行に係る
一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可について

今般、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第204号）が公布されたことに伴い、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件の適用等について」（平成19年5月31日保医発第0531002号）が発出され、新たに介護保険移行準備病棟等に移行できる医療療養病棟等として、「医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項の規定に基づき、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る療養病棟」、「医療法第7条第3項の規定に基づき、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る有床診療所」等が示されたところである。

この場合に、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可の手続を行うに当たっては、下記のように取り扱うものであることを、管下政令指定都市、保健所設置市、医療機関、関係団体等に周知願いたい。

記

病院又は診療所を開設した者が、当該病院又は診療所の病床の種別を一般病床から療養病床に変更しようとするとき、当該病院又は診療所の従業者の員数が、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条又は第21条の2に規定する従業者の員数の標準以下である状態が継続している場合であっても、医療法第7条第2項又は第3項に規定する変更の許可を与えることができるものであること。

新旧対照条文

◎基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
第十一 経過措置 一 四（略） 五 別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院している療養病棟については、第一、第二、第四及び第五の一（6）及び（7）を除く。）の基準に適合し、かつ介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第五の三の（2）のイに該当するものとみなす。 (1) 〵 (3) (略) 六 別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院している診療所である保険医療機関の療養病床については、第一、第二、第四及び第六の一の基準に適合し、かつ介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第六の三の（3）のイに該当するものとみなす。 (1) 〵 (2) (略)	第十一 経過措置 一 四（略） 五 平成十八年六月三十日において現に療養病棟入院基本料1又は特殊疾患療養病棟入院料を算定する病棟であつて、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院しているものについては、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第五の三の（2）のイに該当するものとみなす。 (1) 〵 (3) (略) 六 平成十八年六月三十日において現に有床診療所療養病床入院基本料1を算定する診療所である保険医療機関であつて、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院しているものについては、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第六の三の（3）のイに該当するものとみなす。 (1) 〵 (2) (略)